

印西市行政財産目的外使用料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定による行政財産の使用料（以下「使用料」という。）については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の額)

第2条 使用料は、月額により算出するものとし、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

(1) 土地を使用させる場合 市長が算定した当該土地の価格に1,000分の3を乗じて得た額

(2) 建物を使用させる場合 当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額を合計した額に100分の105を乗じて得た額

ア 市長が算定した建物の価格に1,000分の5を乗じて得た額

イ 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号の規定により算定した土地の使用料に相当する額

(3) 建物の一部を使用させる場合 前号の規定により当該建物及びその敷地について、それぞれ算定した額に当該建物の延べ床面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額

2 使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の使用料は、日割計算とする。

3 前2項の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、印西市道路占用料条例（昭和59年条例第24号）別表占用物件の欄に掲げる工作物、物件又は施設を設けるための土地又は建物に係る使用料の額の算定については、同条例第2条の規定を準用する。

(使用料の徴収方法)

第3条 使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して徴

収することができる。

(使用料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体を使用するとき。
- (2) 災害、その他非常の事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市において、行政財産を公用又は公共用に供するために必要を生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、行政財産の使用の開始又は継続ができなくなったとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。